

医療保険制度が改正

健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、本年十月一日から施行されました。

今般の改正は、人口の高齢化の進展や疾病構造の変化、医療サービスに対する国民ニーズの多様化・高度化など、我が国の医療を取り巻く状況が大きく変化する中で、医療保険制度が将来にわたり良質な医療を安定的かつ効率的に提供していくとともに、保険税・自己負担の適切な組み合わせによ

り費用負担の公平化も図ろうとするものです。

入院時の食事は 定額負担

入院時の食事については、質の向上、選択の幅の拡大といった患者ニーズが増えてきました。また、入院と在宅などの費用負担面での格差も生じてきました。このため、「入院時食事療養費」を新たに導入し、医療機関でのサービスの質の向上を図るとともに、食事費用の一部を入院患者に負担していただくことになりました。

入院時の食事についての負担額は、上の表のとおりです。Bに該当する方は、減額認定の手続きが必要となりますので、市役所保健環境課国保医療係の窓口で申請してください。

※低所得者世帯とは、住民税が課税されない世帯のことですが、対象になるか判らない場合は、電話等で問い合わせください。

申請に必要なものは、保険証、印鑑、老人医療受給者証（老人保健対象者）です。

市役所で申請できる方は、国保加入者と老人保健対象者だけです。老人保健対象者以外の社会保険（戦域保険）に加入している方は、職場での申請となります。

※ 六十八歳または六十九

入院時の食事療養に係る標準負担額一覧

平成6年10月1日から平成8年9月30日まで

分	類	1日当たり標準負担額
A	一般の対象者（下記のB・Cに該当しないもの）	600円
B	低所得者世帯に属する対象者（Cに該当するものを除く）	B1 過去1年の入院期間が90日以下（長期非該当） 450円
		B2 過去1年の入院期間が90日越（長期該当） 300円
C	低所得者世帯に属する老齢福祉年金受給権者	200円

歳の方で、②老人医療費受給者証をお持ちの方は、受給者番号の最初の番号が5の場合は、住民税非課税世帯ですので、減額認定の対象となりますが、申請は必要となりますので、市役所保健環境課国保医療係の窓口で申請のうえ、「認定証」をも

老年寄りの医療

年齢が七十歳以上（※一定の障害のある人は六十五歳以上）になると、すべて老人保健制度により医療を受けることとなります。しかし、この対象になったからといって、保険から抜ける訳ではありません。国民健康保険や社会保険の被保険者であることには、変わりません。

老人保健による医療は、七十歳の誕生日の翌月から開始されます。ただし、誕生日が一日であるときは、その月から開始されます。

対象となる前月の下旬に、市役所から通知をしますので、通知を確認のうえ申請にしてください。

※一定の障害のある人とは

- ①国民年金の障害基礎年金（一級または二級）の認定をうけた人
- ②身体障害者手帳の一級、二級、三級の全部、四級の音声言語機能障害、四級の下肢障害の一、二、三号及び四号を受けた人などです。

らってください。

※社会保険等の場合は、あまり該当にならないと思いますが、国保世帯の場合は、約四人に一人の割合で該当になりますので、特に、現在入院中の方は電話等で問い合わせください。

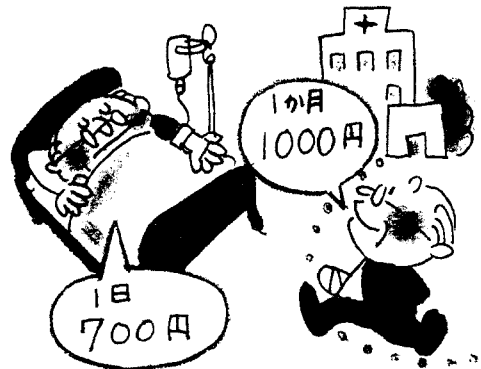
お医者さんにかかるとき

受診の際は、保険証と健康手帳、医療受給者証を窓口へ提出してください。窓口で支払う一部負担金は次のとおりです。

外来（通院）……医療機関ごと最初の診察日に一、〇〇〇円支払う。総合病院では、各診療科をそれぞれ別の病院として扱います。
入院……一日七〇〇円を入院日数分支払う。ただし、住民税

非課税世帯の老齢福祉年金受給者は、一日三〇〇円を二ヵ月間の限度で支払います。

※住民税非課税世帯に属する方は、市役所で「老人保健標準負担額減額認定」の申請をして、「認定証」を受けとり、病院の窓口へ提出してください。入院時の食事療養に係る標準負担額「一日六〇〇円」が「四五〇円」に減額されます。



老人保健標準負担額減額認定証	
平成 年 月 日 交付	
市町村番号	27190040
受給者番号	
受給者	氏名
	生年月日
居住地	
適用年月日	平成 年 月 日から
有効期限	平成 年 月 日まで
長期入院該当年月日	平成 年 月 日
上記受給者は、老人保健法施行規則第21条の2の2第1号の適用があることを認定する。	
発行機関名及び印	都留市長